第８節　公共的施設の適正配置と整備

❶ 基本的な考え方

公共的施設の配置と整備については、それぞれの地域におけるこれまでの各種サービスの利便性を損なわないように配慮し、暮らしの急激な変化を及ぼさないようにします。その上で、地域特性や地域バランス、財政状況を考慮しながら適切な運営の合理化のもとで逐次検討を行い、整備を進めていきます。

特に、行政の窓口サービス等に関しては、住民サービスの低下を招かないよう本庁及び合併によって支所となる旧庁舎において十分な連携が取れるよう機能整備を図るとともに、電子自治体に対応した住民サービスの利便性の向上に努めていきます。

なお、新規施設の整備にあたっては合理化等を進めつつ、空き施設の改修による有効活用を優先して、出来る限り整備費の抑制に努めます。

❷ 公共的施設の体系的な整備方針

各種分野別の公共的施設に関して、「新市建設の基本方針」及び「施策の大綱」で示す方針に基づいて、以下のとおり整備方針を示します。

(1) 学校教育施設

小中学校施設に関しては、地域と一体で子ども達の健全育成を図る拠点として必要な機能の充実を図っていきます。また、児童・生徒数の変更に応じた適正配置や適正規模を確保するため、逐次改善・整備を図っていきます。

(2) 保健・福祉・医療施設

保健・医療・福祉の施設に関しては、各地域での身近なサービスと、質の高い高度なサービスとの両立を目指して、拠点機能の強化と体系化の推進を図っていきます。

(3) 消防・防災施設

消防・防災の施設に関しては、各地域の安全なくらしを守るため、体系的な整備を図っていきます。

(4) 文化・スポーツ施設

文化・スポーツ施設に関しては、各地域にある既存施設の特徴を強化し、ジャンルや種目等に応じた拠点機能の充実を図っていきます。

(5) 観光・産業施設

既存の物産館や各種の観光施設における新市全体での情報発信機能を強化していきます。また、新市の産業活性化のための人材育成や情報発信の拠点機能の強化を図っていきます。

(6) コミュニティ施設及び庁舎等

人間性豊かなコミュニティづくりを目指して、住民が心のふれあいを持てる拠点機能の充実を図っていきます。また、既存の自治公民館や集会所に関しては、住民自治によるまちづくり推進の拠点施設としての活用を考慮して、各地域（各支所毎）ごとにその機能充実の方針を検討し、逐次その整備を進めていきます。また、庁舎（本庁・支所）整備の検討を進めます。